板室地区活性化計画

おまずケンナスシオバラシ・トチギケン 栃木県那須塩原市・栃木県

平成22年5月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称板室地区活性化計画

|都道府県名||栃木県 市町村名||那須塩原市 地区名(1) ||板室地区 計画期間(2) 平成22年~平成26年

目 標 :(3)

農林業従事者は後継者不足により高齢化が進み、板室温泉への入込み客も減少し地域の活力が低下していることから、地域の農林産物や多様な自然環境を活用した交流施設の整備を行い、都 市住民との交流の促進による地域活性化を図る。なお、具体的な目標としては、交流人口の0.98%増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本計画区域は、栃木県北部に位置し、北は那須連山の一部であり、山麓からの平坦地は那須野が原扇状地の最北端に位置し、区域面積は171.47kmで、山林面積は127.01km、農地面積は14.10kmで計画区域面積の82.3%を占める。集落は標高300mから600mの比較的平坦地に形成され、気候は太平洋側の気候帯に属し、内陸性の盆地気候の特性を示している。平均気温は、12.2 で冬は晴天の日が多く乾燥し、夜間の冷え込みは強く、気温の日格差が大きい。夏は冷涼な気候ですごしやすい地域であるが雷の発生も多い。また、年間降水量は1,700mmで、夏と秋に多く、積雪は12月から3月にかけて見られる。平成20年度の本計画区域の人口は4.112人であり、65歳以上の高齢者の割合は52.3%を占める。

現状と課題

那須塩原市は、生乳の生産が本州一であり計画区域はそれを担う酪農の盛んな地域である。農地は那須野が原総合農地開発事業により整備された優良農地であるが、後継者不足による 高齢化が進んでいる。林業においても後継者不足や高齢化が進み、森林所有者自ら森林施業が行えず、所有者に代わって森林組合が施業を行っても手入れが行き届かない状況にある。板 室温泉においても温泉活用による病気治療や疲労回復といった湯治文化自体の衰退により、宿泊客は半減し、入込み客も減少している。

計画区域には、日光国立公園内の那須連山から流れ出る一級河川那珂川や木の俣川の周辺には自然環境豊かで風光明媚な箇所が数多く存在している。これらの資源を有効利用した都市との交流施設を整備することにより、入込み客の増加や農畜産物販売の増加を図り地域を活性化する必要がある。

今後の展開方向等(4)

計画区域は、下野の薬湯と呼ばれる国民保養温泉地にも指定されている板室温泉と渓流・渓谷を含む自然環境や四季の美しい景観を併せ持った木の俣園地を有している。 しかしながら、板室温泉の特徴である湯治目的の長期滞在客が減少している現状から、今後は時流に乗った新たなサービスの展開が急務となり、板室の持つ自然の豊かさを最大限に活か しながら幅広い年代層の誘客を図る必要がある。そのために、それぞれの客の嗜好に合わせた楽しさが享受できる、都市と農山村の交流推進のための施設の整備をし、地域の自然環境や 農畜産物等を活かした各種イベントを開催するための交流広場や遊歩道の回遊性を向上させるつり橋等の整備を行うことにより、都市部からの入込み客の増加を図り地域の活性化を目指

なお、活性化計画終了の翌年度には、交流人口0.98%増加の目標達成状況を検証するとともに、更なる入込み客増加のためのPR活動を実施する。 県としても本計画の目標が達せられるよう、事業の効果的な実施に関し必要な助言及び支援を行う。

【記入要領】

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて 具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ·ロ·八·ニ の別(3)	備考
那須塩原市	板室	地域資源活用総合交流促進施設(地域資源活用交流促進施設)	那須塩原市	有	八	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

| 入込み客数の増加については、那須温泉のある那須町とも連携し、積極的なPR活動をするとともに、県観光部局とも連携し、広域的な広報活動を |展開する。 具体的には、那須野トラベルガイドを増刷し、那須塩原駅や黒磯インターチェンジ等でのPR活動を実施する。

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について 記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容に ついて記載する。

3 活性化計画の区域(1)

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項・・・該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

(1)中間の間にアプログログに自ておけれた。11(1)(ア)															
		坩	地目		地目		新たり	こ権利を取得す	てるもの	既に有り	している権利に	基づくもの	土地の利	列用目的	
						土地所	有者		土地戶	所有者	農地(2)	市民農園施設			
土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(m²)	権利の 種類(1)	氏名	住所	権利の 種類(1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法第2条第 2項第1号イ・ロ の別		備考		

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号八)(4)

整備計画	種別(5)	構造(建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物							
工作物							
計							

(3)開設の時期	(農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項・・・該当なし

	事項	内 容	備考
(1) 農林地	也所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		5
(2) 移転さ	れる所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
設	の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借にる権利の存続期間に関する基準(3)		
	定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借にる権利の残存期間に関する基準(4)		
	場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 5)		
転され その他 一 移	也所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移 は農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 也農用地の所有権の移転等に係る法律事項 は、対象をは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では		
	の他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する I項(7)		

- 1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- 2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

本計画は、地域の自然環境や農産物等を活用して都市と農山村の交流促進による地域活性化を図り、交流人口が0.98%増となっていることを栃木県観光交流課「観光客入込み及び宿泊数調査」を基に那須塩原市と栃木県が評価を行う。

なお、この評価結果については、那須塩原市の市民で組織する板室地区活性化計画評価委員会において検証を行うとともに、結果を公表する。

【記入要領

1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした 図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。